第明三治二十五種郵便物認可

平成２３年（フ）第２０４２号
さいたま市中央区上落合８丁目12番４号　パシフィック大宮Ⅰ―105号
債務者　愛羽亞宇良こと　浅野　光彩（旧姓石川・山村）
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１４３号
さいたま市浦和区常盤１丁目２番５―206号、旧住所埼玉県桶川市末広２丁目１番４号
債務者　小早川範行
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
埼玉県川口市大字安行吉蔵58番地
債務者　歌野　　宏
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６９号
埼玉県川口市大字安行吉蔵58番地
債務者　歌野　　愛
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
さいたま市見沼区丸ヶ崎町10番地９　ペガサスドリーム203号
債務者　沼田　　学
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
埼玉県蓮田市西新宿５丁目93番地14
債務者　田中美知子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８０号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡３丁目３番15号　鶴ケ岡コーポ11号
債務者　篠原　康幸
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９１号
埼玉県ふじみ野市富士見台15番９号　サンヒルズふじみ野102
債務者　鈴木　節子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３７号
埼玉県深谷市稲荷町１丁目16番７号
債務者　八須あかね
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２２７号
千葉県東金市極楽寺592―50　関口政樹方、住民票上の住所千葉県山武市松ケ谷ロ3320番地27
債務者　関口　孝弘
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２９１号
名古屋市南区呼続元町20番１号
債務者　後藤　侑久
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１号
愛知県安城市和泉町庄司作９番地５　祥福マンション206
債務者　福本阿希子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５２５号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目46番25号　メゾンドール吉元301号
債務者　阪江　達弘
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５２６号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目46番25号　メゾンドール吉元301号
債務者　阪江ヨシ子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４６号
沖縄県那覇市樋川１丁目29番８―201号　松尾アパート
債務者　金城　末子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４７号
茨城県ひたちなか市大字田彦933番地２　ウィステリアブルームＤ棟203号
債務者　菊地　絵美（旧姓小沼）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５１号
茨城県水戸市千波町1784番地の18　清水住宅Ｆ号
債務者　關澤　俊紀
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで水戸地方裁判所